

## 令和5年度沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会 議事概要

【開催日時】 令和5年7月12日（水）14時00分～16時00分

【開催場所】 沖縄県総合福祉センター

### 【次第】

(1) 開会

(2) 委員自己紹介

(3) 議事

ア 会長の選出について

イ 沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会運営要領(案)について

ウ モニタリング実施結果の検証について

(4) 閉会

【委員】 ◎：会長      ○：副会長

◎島袋 裕美      学識経験者  
比嘉 孝明      財務に精通する者

蔵当 三紀夫      施設の機能又は指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者

○島袋 奈津子      施設の利用団体（者）を代表する者

尾尻 孝子      施設の利用団体（者）を代表する者

### 【議事内容】

ア 会長の選出について

立候補、推薦はなし。

事務局の提案を委員全員が承認し、島袋 裕美氏が会長となる。

副会長については、事務局の提案を委員全員が承認し、島袋 奈津子氏が選任された。

イ 沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会運営要領(案)について

事務局より内容説明。質疑応答は下記のとおり。

比嘉委員：今回、運用委員会が附属機関となるにあたり、委員の選定の方法として、施設利用者は利害関係者にはあたらないか。委員として加わることで、逆に意見が言いづらいこともあるのではないか。

事務局：参考資料1の2ページに、運用委員会の構成が記載されており、運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、従来通り、次に掲げる者で構成するとし、その中に施設の利用者の意見を代弁できる者が挙げられていることから、今回の選定となっている。

島袋会長：議事録の公開が義務となったことについては、今年度からか。

事務局：その通りである。

ウ モニタリング実施結果の検証について

事務局より内容説明。質疑応答は下記の通り。

比嘉委員：参考資料3の基本協定について、第7条第2項では、指定管理者は善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理するとあるが、例えば備品の除却等を行っているのか。

事務局：昨年度より倉庫等の整理を行い、備品の確認に努めている。ただ、廃棄はできていない。

比嘉委員：備品を廃棄する場合、財務諸表で確認できるのか。廃棄の際は、伺い等を立てるのか。

事務局：廃棄にあたっては、伺い等を立て適切に処分するものと考えているが、近年備品の廃棄実績がない。

比嘉委員：備品一覧に掲載されている備品は古い物も多く、適切に管理を行っていくべきである。例えば別の社会福祉施設でも、備品の現物が確認できないと、誰かが無断で持ち去ったのでは、という疑いが生じる場合もある。そのようなことがないように、確認や除却等はしっかり行っていただきたい。

事務局：備品の適切な管理に努めていく。

比嘉委員：資料2の財務の支出項目について、繰入金支出について伺いたい。どこに繰り入れているのか。また、昨年度に比べて繰り入れる金額が大きくなっている。

事務局：センターの運営については、指定管理料や利用料金でまかなっているが、社協の持ち出し分もある。法人負担経費分として、センターの運営という社会福祉事業に寄与するものとして繰り入れている。繰入額は、センターの収入の増減なども考慮し繰り入れるため、年により変動が生じる。

尾尻委員：私は普段からこの施設を活用しているが、エレベーターの利用者が多いと

感じる。電気料金の値上げを考えると、電力を多く消費するエレベーターの利用を減らすために、階段を利用する仕掛けづくりができないか。県民の健康増進を考えても有効である。まず利用団体が率先して階段を使用することが大切である。広い施設を利用したウォーキングイベントを開催してもよい。

事務局：社協として、安全衛生委員会の中で、なるべく歩くように階段を使うように働きかけているところである。職員が率先することで、その流れを利用者の方へも広げていくようにしたい。

蔵当委員：中庭のタイルに破損箇所があった。足下なので、早めの修繕をお願いしたい。壊れている箇所については、カラーコーンを置くなどして、注意喚起を図っていただきたい。

事務局：県では、施設ごとの個別計画を策定しており、計画に基づき修繕を実施しているところである。今年度は計画の見直しを行う予定で、新しく発生した修繕箇所についても順次対応していく。ご意見のあった箇所については、早めに対応できるよう努める。

島袋委員：最近、利用者から授乳室の場所を聞かれた。その時は救護室を案内したが、改めて考えると本施設は福祉施設でありながら授乳室の専用スペースがない。救護室は普段は鍵がかかっており、パンフレットにも授乳室という表記はない。施設利用者の中でニーズは少なくとも、そのような場所の整備は行った方がよい。

事務局：現在は、要望があった際、鍵を渡して救護室を案内している。

比嘉委員：基本協定の第46条に電気料金の取扱いについて記載されているが、今後電気料金が値上がりする中で、センターの運営としては施設利用料を値上げするのか、それとも県からの指定管理料を増額するのか、そのような検討は行われているのか。

事務局：本件については、県議会でも取り上げられたところである。県と指定管理者は協定に基づき、リスク分担が定められているが、指定管理者の責に帰することのできないことで、施設の管理運営に著しい支障が生じるなど真にやむを得ないと認められるときは、個別に協議して対応することとしている。県として電気料金の値上りを抑えるように対応しているところであるが、値上げへの対応については、指定管理者と調整を行いながら、なるべくセンターの運営に影響がでないよう努める。

島袋会長：資料2の7ページ、アンケート結果の利用条件で、手続きがややこしいという意見がある。同じような意見は以前からもあったが、現在の対応はどうか。

事務局：現在、簡素化に向けて取組を検討しているところである。例えば申請書の押印の省略は検討しているが、今はまだ押印した原本を提出いただいているところである。また、様式自体も簡素化できるよう検討している。

島袋委員：第5から第7会議室は、何年度まで事務所として使用する予定か。

事務局：生活福祉資金貸付の償還の期間が十数年ある。償還免除等により扱う件数が減ると、事務所の面積を減らすことは考えられるが、当面の間は、事務所として活用されるものとする。

島袋会長：資料2の10ページ、総合評価の満足度が下がっているにもかかわらず、評価はAとなっている。評価だけ見ると満足してしまいそうだが、この点はどうのように考えるか。

事務局：評価基準に照らし合わせると、結果としてAという評価になるが、決してこれが適切という認識ではなく、今後指定管理者と改善点を話し合い満足度を高めるよう努める。

事務局：アンケートにおいて、今後も当施設を利用したいかを尋ねた項目を総合評価としているが、令和4年度は3年度に比べて、どちらともいえないや無回答の割合が増えている。ただ、利用しないという明確な否定の割合は減少している。設問ごとに理由を記載する欄を設けているが、記載いただけないことが多いため、満足に至らない詳細な理由を把握できていない。

比嘉委員：10ページの総合評価の財務状況で、収益をゼロが目標となっている。適切に管理を行うということは分かるが、収益を上げるという目標を設定してもよいのではないか。その方が、より積極的に運営を行えるのではないか。

事務局：おそらく、他の指定管理施設も概ね収益は0%で組むように設定していると思われる。基本は収入の分の支出する、ということで、収益は発生しないように設定されている。

事務局：決して赤字運営を行うということではなく、利用者数を増やし稼働率を上げ収益を増やすことで、随時修繕に回せるということもある。修繕箇所も

年々増えているため、結果として収益がでないという面もある。

蔵当委員：収益を上げることが目標にすると、もし収益が出たらその分利用者へ還元する、利用料を減らすという話にもなる。そうではなく、収益が出たら施設の修繕に回し、満足度の高い施設環境を維持することが重要である。目標は利用者数の増加とし、収益はゼロベースとすることで設定されているのではないか。